

建築物省エネ法判定業務規程

日本建築検査協会株式会社

2025 年 9 月 1 日

建築物省エネ法判定業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基本方針）
- 第3条（判定の業務を行う時間及び休日）
- 第4条（事務所の所在地）
- 第5条（判定の業務を行う区域）
- 第6条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
- 第8条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
- 第9条（判定の実施方法）
- 第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）
- 第11条（適合判定通知書の交付等）

第3章 適合性判定員等

- 第12条（適合性判定員の選任）
- 第13条（適合性判定員の解任）
- 第14条（適合性判定員の配置）
- 第15条（適合性判定員の教育）
- 第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）
- 第17条（秘密保持義務）

第4章 判定料金等

- 第18条（判定料金の納入）
- 第19条（判定料金を減額するための要件）
- 第20条（判定料金を増額するための要件）
- 第21条（判定料金の返還）

第5章 雑則

第22条（登録の区域等の掲示等）

第23条（判定業務規程の公開）

第24条（財務諸表等の備付け）

第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）

第26条（帳簿及び書類の保存期間）

第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第30条（判定の業務に関する公正の確保）

第31条（損害賠償保険への加入）

第32条（事前相談）

附則

本規程は、

（施行日）平成29年4月1日より施行する。

（改定日）平成30年2月13日より施行する。

（改定日）平成30年4月1日より施行する。

（改定日）平成30年8月1日より施行する。

（改定日）2019年5月1日より施行する。

（改定日）2021年1月15日より施行する。

（改定日）2021年4月1日より施行する。

（改定日）2022年9月7日より施行する。

（改定日）2022年12月12日より施行する。

（改定日）2024年3月4日より施行する。

（改定日）2025年2月1日より施行する。

（改定日）2025年4月1日より施行する。

（改定日）2025年5月1日より施行する。

（改定日）2025年6月20日より施行する。

（改定日）2025年9月1日より施行する。

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、日本建築検査協会（以下「JCIA」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時30分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所(本社)の所在地は、東京都中央区日本橋三丁目13番11号とする。

- 2 新宿支店の所在地は、東京都新宿区西新宿一丁目17番1号とする。
- 3 北陸支店の所在地は、石川県金沢市西念一丁目1番7号とする。

4 札幌支店の所在地は、北海道札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 番地とする。

(判定の業務を行う区域)

第 5 条 業務区域は、日本全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第 6 条 JCIA は、法第 38 条第 1 項第 1 号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第 2 章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第 7 条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、JCIA に対し、施行規則第 3 条第 1 項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、JCIA に対し、施行規則第 4 条第 1 項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、JCIA に対し、別記様式第 1 による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 11 年建設省令第 20 号）第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第 3 条第 1 項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）に

において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるとに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 JCIA は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があつたときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあつた計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
- (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。

- (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 JCIA は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、JCIA は、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、JCIA の求めに応じ、判定のために必要な情報を JCIA に提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の JCIA に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、JCIA に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、JCIA が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由によ

り当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) JCIA は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) JCIA が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

第 9 条 JCIA は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

4 JCIA は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を JCIA に提出する。

2 前項の場合においては、JCIA は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 JCIA は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2 JCIA は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3 JCIA は、前 2 項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の JCIA の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(4) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

4 JCIA は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条（同令第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあつては、速やかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。

5 JCIA は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあつては別記様式第 3 による軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第 4 による軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。

7 適合判定通知書、第 2 項若しくは第 3 項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5 項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付につい

ては、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

(適合性判定員の選任)

第12条 JCIAの代表取締役は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

第13条 JCIAの代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を事務所(本社)に3人以上、第4条に定める支店に1人以上配置する。

2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3 ある事務所(本社を除く。)の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において本社の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、本社において当該判定の業務を行う。

4 JCIAは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第15条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、JCIAの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、本社に 3 人以上、第 4 条に定める支店に 1 人以上配置する。

2 JCIA は、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に建築物エネルギー消費性能判定業務の担当役員を任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 JCIA の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の通知を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると JCIA が判断したとき。
- (3) あらかじめ JCIA が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- (4) あらかじめ JCIA が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。
- (5) 第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅

性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

- (6) 建築物エネルギー消費性能確保計画の判定業務が効率的に行えるものと JCIA が判断した場合。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして JCIA が判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、JCIA の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第 22 条 JCIA は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した JCIA のホームページ (<http://www.jcia.co.jp>) において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第 23 条 JCIA は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 JCIA は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び【損益計算書又は収支計算書】並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、JCIA の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす

ることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき10円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、JCIAが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) JCIAの使用に係る電子計算機と法第46条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第26条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第47条第1項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第27条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後にあつては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は

磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 JCIA は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

2 JCIA は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 JCIA は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 JCIA の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 JCIA の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 JCIA の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、JCIA 以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) JCIA に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

- (2) JCIA に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合
- 4 前3項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又は JCIA の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 31 条 JCIA は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 10,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、JCIA に相談をすることができる。この場合において、JCIA は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、

- (施行日) 平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- (改定日) 平成 30 年 2 月 13 日より施行する。
- (改定日) 平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- (改定日) 平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
- (改定日) 2019 年 5 月 1 日より施行する。
- (改定日) 2021 年 1 月 15 日より施行する。
- (改定日) 2021 年 4 月 1 日より施行する。
- (改定日) 2022 年 9 月 7 日より施行する。
- (改定日) 2022 年 12 月 12 日より施行する。
- (改定日) 2024 年 3 月 4 日より施行する。
- (改定日) 2025 年 2 月 1 日より施行する。
- (改定日) 2025 年 4 月 1 日より施行する。
- (改定日) 2025 年 5 月 1 日より施行する。
- (改定日) 2025 年 6 月 20 日より施行する。
- (改定日) 2025 年 9 月 1 日より施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇〇

1 ～ 3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4 ～ 5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 01：本社 02：新宿支店 03：北陸支店 05：札幌支店
6 ～ 9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1 ～ 3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4 ～ 5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 01：本社 02：新宿支店 03：北陸支店 05：札幌支店
6 ～ 9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 3

【判定料金】

【別表-3】

2025/4/1

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

日本建築検査協会株式会社

(税込金額)

床面積 (非住宅部分)	A種 (病院、ホテル、集会場等)		B種 (事務所、店舗、学校等)		C種 (工場、自動車庫、倉庫等)	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
100㎡未満	100,100	170,500	70,400	130,900	60,500	100,100
100～300㎡未満	121,000	200,200	80,300	160,600	66,000	121,000
300～500㎡未満	130,900	220,000	90,200	180,400	70,400	140,800
500～1,000㎡未満	170,500	280,500	100,100	200,200	80,300	160,600
1,000～2,000㎡未満	200,200	350,900	110,000	231,000	90,200	180,400
2,000～3,000㎡未満	220,000	400,400	140,800	270,600	110,000	231,000
3,000～4,000㎡未満	260,700	460,900	170,500	320,100	130,900	260,700
4,000～5,000㎡未満	290,400	520,300	200,200	370,700	160,600	290,400
5,000～10,000㎡未満	341,000	590,700	250,800	460,900	190,300	341,000
10,000～20,000㎡未満	400,400	690,800	290,400	550,000	220,000	400,400
20,000～50,000㎡未満	451,000	800,800	360,800	660,000	270,600	460,900
50,000～100,000㎡未満	570,900	980,100	440,000	781,000	341,000	570,900
100,000～200,000㎡未満	740,300	1,260,600	550,000	960,300	440,000	740,300
200,000～300,000㎡未満	1,030,700	1,661,000	720,500	1,260,600	550,000	970,200
300,000㎡以上	別途見積					

《注意事項》

- ・表の床面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延床面積とする。
- ・モデル建物法にて、1つの棟に複数の用途分類がある場合、A種が含まれる場合はA種、B種が含まれる場合はB種として算定をする。
- ・モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を上表の料金に乘じる。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
- ・計画変更の場合、当初適用料金の10分の9の額とする。
- ・軽微変更該当証明申請(軽微変更ルートC)の場合、当初適用料金の10分の8の額とする。
- ・計算方法の変更や直前の判定を当機関以外で受けている場合は、新規料金とする。

・増改築の場合、増改築を行う部分の床面積・用途をもとに料金を算定する。

・工場の生産エリア等の計算対象外の室を含む場合は以下の評価料金とする。
建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は(モデル建物法で計算を行う際、対象となる室が無い場合):55,000円(税込)

・住宅部分について、次のとおりとする。

①1住戸(一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分)の場合、49,500円(税込)

②2住戸以上(共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分)の場合、

基本料金:132,000円(税込)、戸当たり料金3,300円(税込)

共用部の審査を行う場合は、132,000円(税込)を加算する。(100戸以上別途見積)

JCIAで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する

申請の場合は、次の額とする。

①の場合、33,000円(税込)

②の場合、33,000円(税込)に住戸数から1を減じた数に1,100円(税込)を乗じた額を加算

・複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付(JCIAで審査を行ったものに限る)を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合は、当該適用料金の10分の5の額とする。

また、計画変更や軽微変更該当証明申請も同様とする。

①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

②法第30条に基づく認定書

③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

④住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書(省エネ基準に適合しているものに限る)又は長期使用構造等の確認書

複合建築物の住宅部分を仕様基準で審査する場合は、基本料金について当該適用料金の10分の5の額とする。

・共同住宅の共用部分のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分が無い場合は、55,000円(税込)とする。

・上表に定める以外については、別途見積もりとする。

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)	モデル建築物法における「モデル建物」の選択肢 ^{※1}
住宅基準に準ずる	08010	一戸建ての住宅	住宅基準による
	08020	長屋	
	08030	共同住宅	
	08040	寄宿舎	
	08050	下宿	
住宅基準+B	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模複合モデルの複合建築物
B	08070	幼稚園	幼稚園モデル
			講堂モデル
B	08080	小学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08082	義務教育学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08100	特別支援学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08110	大学又は高等専門学校	大学モデル
			講堂モデル
B	08120	専修学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08130	各種学校	学校モデル
			講堂モデル
B	08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
			講堂モデル
A	08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
A	08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
A	08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
A	08160	神社、寺院、教団その他これらに類するもの	集会所モデル（社寺）
A	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
B	08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル
			講堂モデル
A	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	総合病院モデル
A	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	クリニックモデル
A	08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等を含む。前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	福祉施設モデル
B	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	事務所モデル
A	08230	公衆浴場（浴室付浴場等に併る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（公衆浴場）
A	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	総合病院モデル
A	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	クリニックモデル
A	08260	病院	総合病院モデル
B	08270	災害派遣所	・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅+事務所モデル（複合建築物）
B	08280	公衆電話所	—
B	08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	事務所モデル
B	08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
C	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	—
C	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油気の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道に供する施設で大臣の指定するもの。）	—

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)	モデル建築物法における「モデル建物」の選択肢 ^{※1}
B	Q8330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	事務所モデル
C	Q8340	工場（自動車修理工場を除く。）	工場モデル
C	Q8350	自動車修理工場	工場モデル
C	Q8360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	工場モデル
A	Q8370	ホーリング場	集会所モデル（ホーリング場）
A		スケート場	集会所モデル（体育館）
A		氷泳場	集会所モデル（体育館）
A		スキー場	集会所モデル（体育館）
A		ゴルフ練習場	集会所モデル（体育館）
A		バッティング練習場	集会所モデル（体育館）
A		体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	集会所モデル（体育館）
A	Q8390	マージャン屋	小規模物販モデル
A		ぱちんこ屋	集会所モデル（ぱちんこ屋）
A		射的場	小規模物販モデル
A		競馬投票券発売所	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A		馬外車券売場その他これらに類するもの	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A		カラオケボックスその他これらに類するもの	集会所モデル（カラオケボックス）
A	Q8400	ホテル又は旅館 ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
		ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
B	Q8410	自動車教習所	学校モデル
C	Q8420	畜舎	—
C	Q8430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	堆肥舎を除く工場モデル（堆肥舎は—）
B	Q8438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	小規模物販モデル
B	Q8440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好意をそそる客員その他の物品の販売を行うものの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	売り場面積 1000 m ² 以上 大規模物販モデル
B			売り場面積 1000 m ² 未満 小規模物販モデル
B	Q8450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	飲食店モデル
B	Q8452	食堂又は喫茶店	飲食店モデル
B	Q8456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、量販店、通商店、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、草履教室、囲碁教室その他これらに類する施設	小規模物販モデル
B	Q8458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	事務所モデル

分類	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙で記載のある用途 (建築物用途)	モデル建築物法における「モデル建物」の選択肢 ^{※1}
B	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	小規模物販モデル
B	08470	事務所	事務所モデル
A	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル（体育館）
C	08490	自動車庫	工場モデル
C	08500	自転車駐車場	工場モデル
C	08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル
C	08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル
A	08530	劇場、演習場	集会所モデル（劇場）
A		映画館	集会所モデル（映画館）
A	08540	競馬場	集会所モデル（競馬場又は競輪場）
A	08550	公会堂	集会所モデル（劇場）
A		集会所	集会所モデル（体育館）
A	08560	展示場	集会所モデル（体育館）
B	08570	料理店	飲食店モデル
B	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル
A	08590	ダンスホール	集会所モデル（アスレチック場）
A	08600	浴室付浴場兼に供する公衆浴場	ビジネスホテルモデル
A		ヌードスタジオ	集会所モデル（劇場）
A		のぞき劇場	集会所モデル（劇場）
A		ストリップ劇場	集会所モデル（劇場）
A		専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル
A		専ら性的好奇心をそそる客真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販モデル
A		その他これらに類するもの	（上記いずれか）
C	08610	卸売市場	工場モデル
C	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	工場モデル
C	08640	農産物の生産資材の貯蔵に供するもの	工場モデル
B	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積 1000㎡以上 大規模物販モデル
B			売り場面積 1000㎡未満 小規模物販モデル
B		田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店	飲食店モデル
B		自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	小規模物販モデル
C	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	工場モデル
※	08990	その他	

※「その他 08990」の場合、モデル建築物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所、クリニック
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店
C種	工場

別記様式第 1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

日本建築検査協会株式会社 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

日本建築検査協会株式会社

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 殿

日本建築検査協会株式会社

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 殿

日本建築検査協会株式会社

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

（理由）

（備考）